

<高島屋グループ コンプライアンス・ホットライン>

公正で透明な企業活動を行い、お客様や社会からの信頼を築いていくため、弊社は、取引上の法令違反や弊社社内における不正行為などに関する通報・相談窓口として<高島屋グループ コンプライアンス・ホットライン>を設置しています。

これにより、社会からの信頼を失う恐れのある行為を未然に防ぐとともに、早期に対処し、企業の社会的な責任を果たすよう努めています。

- 法令や企業倫理に違反する行為に関する通報・相談窓口を、弊社社内に加えて外部(法律事務所内)にも設置しています。
- お取引先やその従業員、派遣労働者、及び高島屋グループ従業員を対象者としています。
- 実名での通報に限定しますが、通報者の氏名は高島屋グループホットライン事務局(弊社総務本部法務・リスクマネジメント室事務局)止め、または事務局への開示を希望しない場合は弁護士止めとし、そのほかには一切漏洩しません。
- 通報者は保護され、通報者に対する嫌がらせや報復行為に対して弊社は厳正に対処します。

詳しくは以下にお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 高島屋グループ コンプライアンス・ホットライン事務局
直通TEL(03)3668-7392